

## 平成25年度さいたま市下水道事業会計予算

( 総 則 )

第1条 平成25年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	466,850 戸
(2) 年間総汚水処理水量	134,475,300 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均汚水処理水量	368,425 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管きよ整備事業費	14,531,631 千円

( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益		21,397,790 千円	
第1項 営業収益		18,638,253 千円	
第2項 営業外収益		2,759,537 千円	
	支	出	
第1款 下水道事業費用		20,926,044 千円	
第1項 営業費用		16,661,812 千円	
第2項 営業外費用		4,240,383 千円	
第3項 特別損失		13,849 千円	
第4項 予備費		10,000 千円	

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,331,029千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 420,338千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 411,672千円、過年度分損益勘定留保資金 1,905,131千円、当年度分損益勘定留保資金 7,593,888千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	16,343,062 千円
第1項 企 業 債	11,651,200 千円
第2項 他 会 計 負 担 金	363,229 千円
第3項 国 庫 補 助 金	3,658,000 千円
第4項 負 担 金	644,352 千円
第5項 長 期 貸 付 金 返 還 金	26,281 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	26,674,091 千円
第1項 建 設 改 良 費	15,811,469 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,830,422 千円
第3項 長 期 貸 付 金	32,200 千円

( 継続費 )

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公園4号幹線整備事業	500,000 千円	平成25年度	150,000 千円
				平成26年度	350,000
1 資本的支出	1 建設改良費	大門浅間8号幹線整備事業	1,700,000	平成25年度	200,000
				平成26年度	700,000
				平成27年度	800,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	沼影ポンプ場 施設再構築事業	975,000	千円	千円
				平成25年度	95,000
				平成26年度	164,000
				平成27年度	418,000
1 資本的支出	1 建設改良費	公園ポンプ場 施設再構築事業	1,160,000	平成28年度	298,000
				平成25年度	200,000
				平成26年度	255,000
1 資本的支出	1 建設改良費	堀の内ポンプ 場施設再構築 事業	270,000	平成27年度	705,000
				平成25年度	60,000
				平成26年度	210,000

( 債務負担行為 )

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
固定資産台帳作成業務	平成25年度から 平成26年度まで	2,625千円

( 企業債 )

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 9,954,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について 、利率の見直 しを行った後 においては、 当該見直し後 の年度におけ る利率とする 。)	政府資金等についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権 者と協定するものによる。ただし、財 政の都合により据置期間及び償還期間 を短縮し、又は繰上償還若しくは低利 に借換えすることができる。
流域下水道事業	545,800			
資本費平準化	1,151,300			
合 計	11,651,200			

( 一時借入金 )

第 8 条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 1,332,996 千円 |
|---------------|--------------|

( 他会計からの補助金 )

第 11 条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,264,512千円である。

平成 25 年 2 月 5 日 提出

さいたま市長 清水 勇 人